住所　大阪府八尾市楠根町５丁目59番地７
　徐智子　昭和43年８月３日生
住所　山口県下関市武久町１丁目39番10号
　金泰一　昭和18年10月30日生
　徐秋子　昭和21年10月５日生
　金智成　昭和46年３月13日生
住所　長野県飯田市長野原531番地34
　南相哲　昭和36年９月19日生
　朴洋子　昭和38年11月11日生
　南彰紀　平成元年６月30日生
　南将紀　平成７年３月15日生
住所　岐阜県中津川市手賀野498番地1408
　南義紀　平成３年８月８日生
住所　福島県双葉郡大熊町大字小入野字西大和久339番地３
　朱廣宣　昭和40年10月９日生
　孫榮愛　昭和42年７月30日生
　朱亞樹　平成６年10月５日生
　朱亞海　平成９年11月30日生
住所　福岡県大野城市上大利２丁目17番５―305号
　マレガ・モハメド・ラミネ　昭和57年３月23日生
住所　東京都足立区本木２丁目４番21号
　李豪哲　昭和59年10月29日生
住所　東京都文京区向丘２丁目13番21―202号
　李鉑　昭和57年９月26日生
　高明　昭和57年１月12日生
　李雅宏　平成20年12月21日生
住所　東京都練馬区豊玉北１丁目１番13号
　李侑子　昭和53年２月12日生
住所　東京都練馬区練馬２丁目22番12号
　裵源杓　昭和50年９月17日生
住所　東京都墨田区押上１丁目26番５―202号
　林惠　昭和36年５月18日生
　林墨緣　平成８年２月19日生
住所　東京都葛飾区西新小岩４丁目８番１号
　マイムナ・ビンテ・ファルク　平成20年８月７日生
住所　東京都足立区小台１丁目16番12―1209号
　馬迎暉　昭和44年12月21日生
住所　東京都北区田端３丁目15番３―108号
　金和江　昭和41年２月15日生
住所　東京都渋谷区幡ヶ谷３丁目23番９号
　金東根　昭和42年５月17日生
住所　東京都大田区上池台５丁目11番２号
　金良根　昭和44年５月17日生
住所　東京都台東区東上野３丁目31番６号
　瀋春雨　昭和56年２月24日生
住所　東京都中央区日本橋堀留町２丁目１番14―604号
　許卓男　昭和53年６月20日生
住所　東京都江戸川区西瑞江３丁目７番地84
　許善信　昭和45年５月25日生

○農林水産省告示第七百四号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項及び第百五十条の六第二項の規定に基づき、平成二十五年産の秋植えばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てんさい、そば、たまねぎ及びホップ並びに平成二十六年産のさとうきびに係る同法第百二十条の十四第二項及び第百五十条の六第二項の農林水産大臣が定める地域及び単位当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十五年三月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○林野庁告示第一号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第一号ロ及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第一号ロの規定に基づき、林野庁の保有する行政文書の開示に係る手数料を収入印紙によって納付することが適当でない部局又は機関を定めた件及び林野庁の保有する保有個人情報の開示に係る手数料を収入印紙によって納付することが適当でない機関を定めた件を廃止する告示を次のように定める。

平成二十五年三月二十六日

林野庁長官　沼田　正俊

一　次に掲げる告示は、廃止する。

イ　平成十三年三月十六日林野庁告示第二号（林野庁の保有する行政文書の開示に係る手数料を収入印紙によって納付することが適当でない部局又は機関を定めた件）

ロ　平成十七年三月三十日林野庁告示第二号（林野庁の保有する保有個人情報の開示に係る手数料を収入印紙によって納付することが適当でない機関を定めた件）

附　則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

○経済産業省告示第七十三号

石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十四年度以降の五年間についての石油備蓄目標を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月二十六日

経済産業大臣　茂木　敏充

平成24～28年度石油備蓄目標

1　備蓄の数量に関する事項

備蓄の数量は、石油（石油ガスを除く。以下同じ。）にあっては、別表第１に掲げる年度ごとに同表の石油の備蓄の数量の欄に掲げるとおりとし、石油ガスにあっては、別表第２に掲げる年度ごとに同表の石油ガスの備蓄の数量の欄に掲げるとおりとする。

2　新たに設置すべき貯蔵施設に関する事項

新たに設置すべき貯蔵施設の容量は、石油にあっては、別表第１に掲げる年度ごとに同表の新たに設置すべき石油の貯蔵施設の容量の欄に掲げるとおりとし、石油ガスにあっては、別表第２に掲げる年度ごとに同表の新たに設置すべき石油ガスの貯蔵施設の容量の欄に掲げるとおりとする。

別表第１

年度（平成）	石油の備蓄の数量（単位　千キロリットル）	新たに設置すべき石油の貯蔵施設の容量（単位　千キロリットル）
24	民間備蓄　24,768	―
	国家備蓄　50,620	
25	民間備蓄　23,583	―
	国家備蓄　51,560	
26	民間備蓄　22,627	―
	国家備蓄　51,560	
27	民間備蓄　22,627	―
	国家備蓄　51,560	
28	民間備蓄　22,627	―
	国家備蓄　51,560	

備考

1．石油の備蓄の数量の欄に掲げる数量は、我が国全体としての民間備蓄石油（製品換算）及び国家備蓄石油（原油換算）の数量である。

2．本年度の備蓄目標は、東日本大震災の影響により、石油の需給事情を見通すことが困難であるという事情を踏まえ定めたもの。

別表第２

年度（平成）	石油ガスの備蓄の数量（単位　千トン）	新たに設置すべき石油ガスの貯蔵施設の容量（単位　千トン）
24	民間備蓄　1,681	850
	国家備蓄　694	